

上三川町立中学校拠点校部活動実施要項

上三川町教育委員会

1 目的

- (1) 生徒のスポーツ・文化活動における多様なニーズに応える。
- (2) 生徒数の減少に伴う学校の小規模化、指導者不足等の課題の解消を図る。
- (3) 各学校における適正な部員数の確保及び指導者の安定化を図り、持続可能な部活動設置を目指す。
- (4) 学校、地域、保護者等と連携した地域クラブ活動の推進につなげる。

2 実施について

- (1) 運動部又は文化部活動（以下「部活動」という。）に参加を希望する生徒の在籍校に希望する部活動がない場合は、当該生徒を町内の拠点となる中学校が受け入れるものである。
- (2) 生徒が希望する部活動に参加できる救済措置であり、勝利至上主義を目的とするものではない。
- (3) 在籍校の学校長は、拠点校部活動を実施する拠点校については、町内の隣接中学校と実施する等、生徒の安全面（移動手段、移動距離等）を考慮して申請するものとする。

3 事業主体及び実施主体

- (1) 事業主体：上三川町教育委員会
- (2) 実施主体：上三川町立中学校

4 実施申請及び承諾

- (1) 在籍校の学校長は、拠点校の学校長に拠点校部活動実施申請書（様式第1号）を提出する。
- (2) 拠点校の学校長は、在籍校の学校長の申請に基づき、拠点校部活動の実施を承諾するときは、上三川町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）及び在籍校の学校長に実施承諾書（様式第2号）を、教育長に拠点校部活動実施申請書（様式第3号）を提出する。
- (3) 教育長は、在籍校及び拠点校の申請等に基づき、拠点校部活動の実施を決定するときは、拠点校部活動実施決定書（様式第4号）を拠点校及び在籍校の学校長に送付する。
- (4) 教育委員会事務局は、河内地区学校体育連盟に運動部活動に係る拠点校部活動実施決定書の写しを、河内地区中学校文化連盟に文化部活動に係る拠点校部活動実施決定書の写しを送付する。

5 実施期間

原則として、1年度単位とする。（継続可）

6 生徒が拠点校部活動に参加できる条件

- (1) 在籍校に希望する部活動が設置されていないこと。
- (2) 保護者は、在籍校の学校長に参加申込書兼保護者同意書（様式第5号）を提出すること。
- (3) 在籍校から拠点校への移動方法は、各学校間で適した移動手段（保護者等の送迎、デマンド交通「かみたん号」、タクシー、自転車等）を用いること。なお、移動費用は自己負担とする。

7 拠点校部活動の参加について

- (1) 生徒は、拠点校の部活動方針（活動日、大会参加等）、規約等に従い活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に従うこと。
- (2) 部活動を休むときは、生徒又は保護者が拠点校の部活動顧問に連絡すること。
- (3) 在籍校の学習活動、行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先すること。
- (4) 在籍校での部活動参加については、在籍校の部活動顧問及び拠点校の承認を得ること。
- (5) 生徒又は保護者が拠点校の部活動方針、規約等に従わない場合には、拠点校の学校長が拠点校部活動を中止することができる。

8 大会等の参加について

- (1) 大会等への参加に当たっては、主催者が定める大会要項等に従うこと。
- (2) 大会等への参加に当たっての事務は、拠点校が行うこと。

9 事故への対応について

- (1) 拠点校部活動における事故対応、生徒指導等については、原則として拠点校が行い、必要に応じ在籍校と連携して対応する。
- (2) 活動中の事故等に関する独立行政法人日本スポーツ振興センターへの請求手続等は、在籍校が行う。

10 その他

- (1) 拠点校は、生徒及び保護者に拠点校部活動の活動内容等について、ホームページ等により周知する。
- (2) 活動時間が1時間を確保できないとき（冬季期間等）は、拠点校の部活動顧問と在籍校の拠点校部活動の担当者とは活動内容について協議し決定する。
- (3) その他拠点校部活動の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。